

大阪市水道局告示第64号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき水道料金、下水道使用料、修繕料及び給水装置工事費等の収納に関する事務を次のとおり委託するので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年10月31日

大阪市水道局長      坂 本 篤 則

1 指定公金事務取扱者

(1) 名称

株式会社電算システム

(2) 住所又は事務所の所在地

岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地

2 指定日

令和7年10月31日

3 委託日

令和8年1月1日

4 委託期間

令和8年1月1日から令和10年12月31日まで

（水道局総務部お客さまサービス課）